

四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第42号

四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年四日市市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第6条 (略) 2 前項の規定により支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) (略) (2) 12月 100分の <u>165</u> 3 (略)	(期末手当) 第6条 (略) 2 前項の規定により支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) (略) (2) 12月 100分の <u>170</u> 3 (略)

第2条 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第6条 (略) 2 前項の規定により支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 100分の <u>167.5</u> (2) 12月 100分の <u>167.5</u> 3 (略)	(期末手当) 第6条 (略) 2 前項の規定により支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 100分の <u>170</u> (2) 12月 100分の <u>165</u> 3 (略)

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(総務部人事課)